

[マリンネット代金回収サービス利用規定]

1. マリンネット代金回収サービス

マリンネット代金回収サービス（以下「マリンネットサービス」といいます。）とは、マリンネット共同センター（以下「共同センター」といいます。）を運営する株式会社百十四システムサービスが提携金融機関（後記記載）との口座振替契約によって代金回収するサービスに収納事務を委託し、契約者（以下「お客さま」といいます。）にこれに対応するサービスの提供を行うことをいいます。

2. マリンネットサービスの受付等

(1) 口座振替依頼書の受理等

お客さまは預金者から受理した預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます。）を初回振替日の40日前までに当行へ提出します。当行を除く提携金融機関の依頼書は、共同センターを介して提携金融機関と授受します。当行および提携金融機関は記載事項を確認し、依頼書に印鑑相違その他不備事項があるときは、これを受理せずすみやかにお客さまへ返戻します。

(2) 口座振替依頼

お客さまご本人が占有・管理するパソコン・ホストコンピューター等（以下「使用端末機」といいます。）よりお客さまがご契約時にご選択された媒体種類による口座振替依頼を当行所定の時間内に行うものとします。

3. 手数料等

マリンネットサービスの取扱にあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）

4. 取引内容の確認

- (1) 預金口座振替指定日から当行所定の営業日後、処理結果明細をお客さまの使用端末機により所定の操作で照合してください。
- (2) 預金口座振替指定日から当行所定の営業日後、普通預金通帳への記入または当座預金勘定照合表により入金額を照合してください。
- (3) 取引内容・入金額に相違のある場合において、お客さまと当行の間で疑義が生じたときは当行・共同センターの機械記録内容を正当なものとして取扱います。

5. 免責事項

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等に障害並びに通信経路の不通により取扱いまたは情報の提供が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 届出事項の変更等

パスワード、入金指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店にただちに届出るものとします。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

7. 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる預金口座振替が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ、その取扱いを中止することがありますので、ご了承ください。

8. 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、別途締結する「マリンネット代金回収サービスの利用に関する契約書」、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座貸越約定書、普通預金規定、その他関連諸規定を適用または準用するものとします。

9. 規定の変更

当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。かかる変更内容は、ウェブサイト上等当行所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

以上

[提携金融機関]

百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 四国労働金庫 香川県信用農業協同組合連合会および
会員農業協同組合 鳥取銀行 中国銀行 阿波銀行 伊予銀行 四国銀行 トマト銀行 徳島大正銀行 愛媛銀行 高知銀行
徳島信用金庫 愛媛信用金庫 東予信用金庫 幡多信用金庫 高知信用金庫 ゆうちょう銀行

(2023年9月1日現在)